

令和7年度 第1回上越市特別職報酬等審議会 次第

と き：令和8年1月23日(金) 午前10時～

ところ：市役所木田第一庁舎4階401会議室

1 開 会

2 委員自己紹介

3 副市長挨拶

4 会長選出

5 諮 問

6 議 事

(1) 審議会の役割、所掌事項、これまでの審議内容等について

… 資料1、資料2

(2) 人事院勧告等を踏まえた期末手当の改定について（報告）

… 資料3、資料4

(3) 諮問内容について

・市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について … 資料5

・議会の会派又は議員の政務活動費の額について … 資料6

（休憩）

(4) その他

7 閉 会

審議会の役割と所掌事項

●上越市特別職報酬等審議会の位置付け

上越市特別職報酬等審議会は、地方自治法第202条の3の規定に基づき、執行機関である上越市長の附属機関として、上越市特別職報酬等審議会条例第1条の規定により設置するもの。

●上越市特別職報酬等審議会の所掌事項

上越市特別職報酬等審議会の所掌事項は、上越市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により次のとおり。

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額
- (3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

●特別職の給与

市長等の特別職の職員については、一般職の職員に適用される地方公務員法が適用されない。また、市長等の特別職の職員の給料・報酬については、地方公務員法第24条及び同法第25条の規定の例により、他の地方公共団体の特別職の職員の給与その他の事情を考慮して独自に条例を定め、これを根拠として支給することとされている。

○上越市特別職報酬等審議会条例

最終改正 令和5年3月24日条例第2号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、上越市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

(1) 議会の議員の議員報酬の額

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

(3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(2) 公募に応じた市民

(3) その他市長が必要と認める者

2 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

これまでの審議内容（過去 5 年間）

令和 6 年度（令和 7 年 1 月 29 日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>（現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <p>・市内の経済状況や特別職の国家公務員の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。</p>	<p>委員からの意見</p> <p>・中小零細企業等においては、売り上げはある程度戻っても先行きは不透明で未だ厳しい状況が続いている。こうした中で据置きという結論は正しい方向性であると考えます。</p> <p>・市民は物価の上昇が給料の上昇を上回って苦しい状況である。据置きで良いと考えます。</p>

令和 5 年度（令和 6 年 1 月 17 日開催）

議 題	主な内容・意見等																															
<p>（諮問）</p> <p>・市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、0.3%引上げの改定を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th colspan="2">改定案</th> </tr> <tr> <th>給料・報酬月額</th> <th>給料・報酬月額</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>966,300 円</td> <td>969,200 円</td> <td>2,900 円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>729,200 円</td> <td>731,400 円</td> <td>2,200 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>630,700 円</td> <td>632,600 円</td> <td>1,900 円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>529,400 円</td> <td>531,000 円</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>468,400 円</td> <td>469,800 円</td> <td>1,400 円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>440,800 円</td> <td>442,100 円</td> <td>1,300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・特別職の給料・報酬の額については、平成 28 年 4 月 1 日に増額改定した以降、現在に至るまでの間、据置きとなっている。</p> <p>一方、この間、新潟県をはじめ、県内の他の地方公共団体では特別職の給料等の額の引上げ改定がなされるとともに、国家公務員の特別職においても、8 年ぶりに俸給月額が約 0.3%引き上げられた。</p> <p>更に、当市の一般職の職員においても平成 28 年度以降は令和 2 年度及び令和 3 年度を除く各年度で引上げ改定となっている。</p> <p>これらの状況を総合的に勘案した結果、本年度の国家公務員の特別職における俸給月額の改定率に準じた引上げが適当と判断し、特別職の給料・報酬の額の改定について、本審議会に諮問。</p>	区分	現行	改定案		給料・報酬月額	給料・報酬月額	改定額	市長	966,300 円	969,200 円	2,900 円	副市長	729,200 円	731,400 円	2,200 円	教育長	630,700 円	632,600 円	1,900 円	議長	529,400 円	531,000 円	1,600 円	副議長	468,400 円	469,800 円	1,400 円	議員	440,800 円	442,100 円	1,300 円	<p>（答申）</p> <p>・諮問のとおり改定することが適当であると答申。</p> <p>（附帯意見）</p> <p>・市長、副市長及び教育長並びに議会の議員においては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、市政運営に当たること。</p> <p>委員からの意見</p> <p>・コロナ禍で市内の経済が低迷しており、ようやく回復の兆しがあるということだが、一方で、市民生活はまだ厳しい現状にあると認識をしている。その中で、特別職の責任は大変重い。</p> <p>・中小零細企業では、売上げは少し上昇しているが、収益的に見るとまだまだ苦勞されているところもある。総じて慢性的な人手不足であり、人員を確保するためにベースアップしなければならない。上越市だけが突出して改定するものではないということは十分理解できたので引上げについて反対ではないが、民間ではまだそういう状況の企業もあるということをご承知いただきたい。</p> <p>・現状の把握という点について、他市の例を参考にしないとなかなか基準が出ないというのは理解できるが、上越市としてどうなのかというところをぜひ今後の課題としていただきたい。</p>
区分		現行	改定案																													
	給料・報酬月額	給料・報酬月額	改定額																													
市長	966,300 円	969,200 円	2,900 円																													
副市長	729,200 円	731,400 円	2,200 円																													
教育長	630,700 円	632,600 円	1,900 円																													
議長	529,400 円	531,000 円	1,600 円																													
副議長	468,400 円	469,800 円	1,400 円																													
議員	440,800 円	442,100 円	1,300 円																													

令和4年度（令和5年1月26日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>（現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員及び国家公務員の特別職の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。 	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の政務活動費について、個人や会派に交付された政務活動費の支出実績に各議員、各会派で大きな差がある。管理アプリの導入に合わせ、透明性の確保に努めてもらいたい。

令和3年度（令和4年1月26日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>（現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員及び国家公務員の特別職の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。 	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの影響を含め、計画的な行財政運営への配慮をお願いしたい。 ・議員の政務活動費について、広報活動以上に調査活動にも活用してもらいたい。

令和2年度（令和3年1月26日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>（現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の経済状況や特別職の国家公務員の改定状況、県内他団体との均衡等を踏まえ、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明。 	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬の水準について、人口規模のみではなく、都市構造や財政規模等で比較する必要があると考える。 ・議員の政務活動費について、市内事業者の成長、市内事業者への還元の意味も含め、市内事業者への発注に協力してもらいたい。

令和元年度（令和2年1月29日開催）

議 題	主な内容・意見等
<p>（給料、報酬は現行のまま据え置くため諮問なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を踏まえ、現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明 <p style="text-align: right;">次ページに続く</p>	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし

議 題		主な内容・意見等																				
<p>(諮問)</p> <p>○上越市議会政務活動費について、総額は維持し、会派及び議員に交付する額を次のとおり改定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">上越市議会政務活動費</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会派</td> <td>月額 25,000 円 (年額 300,000 円)</td> <td>月額 12,500 円 (年額 150,000 円)</td> <td>月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>月額 25,000 円 (年額 300,000 円)</td> <td>月額 37,500 円 (年額 450,000 円)</td> <td>月額+12,500 円 (年額+150,000 円)</td> </tr> <tr> <td>総額</td> <td>月額 50,000 円 (年額 600,000 円)</td> <td>月額 50,000 円 (年額 600,000 円)</td> <td>増減なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>・政務活動費の額については、平成 17 年 1 月 1 日に増額改定した以降、現在に至るまでの間、据え置きとなっている。上越市議会においては、平成 22 年 11 月に、議会の基本原則を定めた「議会基本条例」を制定するとともに、この間、議員提案による条例の制定、市民との意見交換会、また、小中学生による議会学習など、議会改革の推進及び議会の活性化に向けた取組が行われている。更に、同議会では、議員のなり手不足等を課題とし、議員定数、報酬及び政務活動費について検討を進めるとともに、意見の集約が行われ、多様化・専門化する市民ニーズ及び政策課題にきめ細かく対応するため、政務活動費について、議員個人が行う調査研究等の活動に重点を置いた改定を実施し、議員の活動の一層の充実、議会の活性化を図りたいとの結論に至ったことから、令和元年 12 月に、議長から政務活動費の見直しについて要請があった。ついては、これまでの上越市議会における検討状況及び議長からの要請内容を尊重し、政務活動費の見直しについて、本審議会に諮問。</p>		区分	上越市議会政務活動費			現行	改定案	増減	会派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)	議員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)	総額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし	<p>(答申)</p> <p>・諮問のとおり改定することが適当であると答申。</p> <p>委員からの意見</p> <p>・実状に合わせた政務活動費の会派分と議員個人分の額の見直しについて、妥当と感じている。</p> <p>・今は市町村のニーズに合わせて市町村の裁量が大きくなっている。議員の方にも今の上越市のニーズや国の動き等を勉強してもらいながら、上越市の実情に合わせて進めてほしい。</p> <p>・今回の諮問内容について理解はできるが、個人分の返還がかなりあることと、個人差があるように見えるため、そこは検討してほしい。・活動範囲も様々であると思うが、議員個人で使えるものであり、執行残は返還となることを踏まえ、もう少し考えていただきたい。</p>	
区分	上越市議会政務活動費																					
	現行	改定案	増減																			
会派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)																			
議員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)																			
総額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし																			



上越市特別職報酬等審議会
委員 様

上越市長 小菅 淳一
(総務部人事課)

特別職の期末手当の改定について (報告)

日頃から、市政運営に特段のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、この度、下記のとおり特別職の期末手当を改定することとし、上越市議会12月定例会に関係条例の改正案を提案することといたしました。

今回の改正は、審議会の審議事項ではありませんが、委員の皆様へご報告させていただきます。

また、国の人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告の資料も参考に送付いたします。

記

1 改定内容

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引上げるもの

<改定前と改定後の期末手当の支給月数> (単位:月)

区分	改定前	改定後		年間比較
		令和7年度	令和8年度以後	
6月期	1.725	1.725	1.750	+0.05
12月期	1.725	1.775	1.750	
年間計	3.450	3.500	3.500	

【参考】年間の期末手当額の比較 (単位:円)

区分	改定前	改定後	年間比較
議長	2,198,340	2,230,200	31,860
副議長	1,944,972	1,973,160	28,188
議員	1,830,294	1,856,820	26,526
市長	4,012,488	4,070,640	58,152
副市長	3,027,996	3,071,880	43,884
教育長	2,618,964	2,656,920	37,956

2 改定時期

令和7年12月に支給する期末手当から適用

3 その他

詳細については、1月開催予定の審議会で改めてご報告させていただきます。

<p>【問合せ先】 〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市役所 総務部 人事課 担当: 越川、羽深 電話 025-520-5619 (直通)</p>

特別職の年間給与支給額

令和8年1月1日現在の給料・報酬月額を基にした令和8年度支給見込額

給与等 区分	給料・報酬総額		期末手当総額						合計 (A)+(B)
	月額	年額(A)	6月		12月		計		
			支給率	支給額	支給率	支給額	支給率	支給額(B)	
市長	円 969,200	円 11,630,400	1.750	円 2,035,320	1.750	円 2,035,320	3.50	円 4,070,640	円 15,701,040
副市長	731,400	8,776,800	1.750	1,535,940	1.750	1,535,940	3.50	3,071,880	11,848,680
教育長	632,600	7,591,200	1.750	1,328,460	1.750	1,328,460	3.50	2,656,920	10,248,120
議長	531,000	6,372,000	1.750	1,115,100	1.750	1,115,100	3.50	2,230,200	8,602,200
副議長	469,800	5,637,600	1.750	986,580	1.750	986,580	3.50	1,973,160	7,610,760
議員	442,100	5,305,200	1.750	928,410	1.750	928,410	3.50	1,856,820	7,162,020

令和8年度 特別職の給料・報酬月額の見直し（市の考え方整理）

市の考え方	【給料月額等】一般職及び国家公務員の特別職の改定状況、県内他団体の動向を踏まえ、給料月額等を「2.8%引き上げ」とする。
-------	--

＜特別職の地方公務員の給与改定に係る基本的な考え方＞

特別職の地方公務員の給与改定を行う場合には、以下の諸事情等を総合的に考慮することとされている。

- ① 一般職の職員の給与改定の状況、② 国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況、③ 他の地方公共団体との均衡、④ 各自治体における特別職の職員のここ数年来の給与改定の経緯等

基本的な考え方／検討要素		状況・情勢等	参考資料	方向性の整理																					
①	一般職の職員の給与改定の状況	<p>＜給与勧告の内容＞</p> <p>月例給 (国) 民間給与との較差(15,014円)を埋めるため、全年齢層の俸給月額を引上げ(改定率3.3%) 事務次官等の指定職は2.8%引上げ (県) 民間給与との較差(9,693円)を埋めるため、全年齢層の給料月額を引上げ(改定率2.55%) ボーナス (国) 期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ(県も同様)</p>	P1～P3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般職の職員は4年連続で引上げ ○ 国家公務員の特別職は3年連続で引上げ 																					
②	国家公務員の特別職の職員の給与改定の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般職の指定職(事務次官等)に準じて、俸給月額を約2.8%引上げ(令和5年度以降、3年連続の引上げ) ○ 期末手当は支給月数を年間で0.05月分の引上げ(年3.45→3.50月) 	P8～9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長、副市長、教育長は、いずれも人口規模の水準を下回る ○ 令和7年度の審議会答申では、県内は新潟県及び新潟市等の7市が引上げ又は一部引上げを行っている ○ 近年の県内の状況としては多くの団体が引上げており、引上げを行った団体では上越市が最小の引上げ幅 																					
③	他の地方公共団体との均衡	<p>【県内20市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 4位 ⇒ 人口規模(3位)を下回る水準 ・副市長 4位 ⇒ 人口規模(3位)を下回る水準 ・教育長 6位 ⇒ 人口規模(3位)を下回る水準 ・議長、副議長及び議員 3位 ⇒ 人口規模(3位)相応の水準 <p>【類似団体(施行時特例市)23市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 17位 ⇒ 人口規模(23位)を上回る水準 ・副市長及び教育長 23位 ⇒ 人口規模(23位)相応の水準 ・議長 23位 ⇒ 人口規模(23位)相応の水準 ・副議長及び議員 22位 ⇒ 人口規模(23位)を上回る水準 	P4～P6	<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">総合的に考慮し、R8年度の給料・報酬月額を引き上げる</p>																					
	新潟県、県内他市及び類似団体の改定状況	<p>【令和7年度審議会の答申結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内団体 引上げ 新潟県及び3市(新潟市、三条市、南魚沼市) 一部引上げ 4市(新発田市、小千谷市、糸魚川市、魚沼市) 据置き 4市(長岡市、見附市、佐渡市、胎内市) <p style="text-align: right;">他、8市は未定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似団体 22市中、1市が引上げ 	P7																						
④	当市及び他団体の特別職の職員のここ数年来の給与改定の経緯	<p>【当市の特別職の給与改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別職の給料月額は合併前の水準に復元しきれていない ○ 市長の給料月額の推移 ・ 平成11年度 1,030,000円 ・ 平成14年度 978,000円(△5.0%) ・ 平成22年度 975,000円(△0.3%) ・ 平成23年度 962,300円(△1.3%) ・ 平成28年度 966,300円(+0.4%) ・ 令和6年度 969,200円(+0.3%) <p>【県内の近年の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度以降、新潟県及び県内14市が引上げ。うち、新潟県及び7市が2回以上引上げ。(上越市は令和6年度に0.3%引上げており、引上げを行った団体では最小の引上げ幅) 	P9	<p>【参考】改定前後の給料・報酬月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>969,200円</td> <td>996,300円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>731,400円</td> <td>751,900円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>632,600円</td> <td>650,300円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>531,000円</td> <td>545,900円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>469,800円</td> <td>483,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>442,100円</td> <td>454,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改定前	改定後	市長	969,200円	996,300円	副市長	731,400円	751,900円	教育長	632,600円	650,300円	議長	531,000円	545,900円	副議長	469,800円	483,000円	議員	442,100円	454,500円
区分	改定前	改定後																							
市長	969,200円	996,300円																							
副市長	731,400円	751,900円																							
教育長	632,600円	650,300円																							
議長	531,000円	545,900円																							
副議長	469,800円	483,000円																							
議員	442,100円	454,500円																							

基本的な考え方／検討要素	状況・情勢等	参考資料	方向性の整理
⑤ 直近の地域の社会情勢等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟県内の経済動向（新潟県公表の経済動向より） <ul style="list-style-type: none"> ・R7.9月～12月は原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、持ち直している ○ 上越市の景気動向（上越商工会議所会員景況調査） <ul style="list-style-type: none"> ・R7.7月～9月期は業種別採算（利益ベース）では全体としては前期比で1.7ポイント改善、前年同期比では2.0ポイント改善 ○ 上越信用金庫中小企業景気動向調査） <ul style="list-style-type: none"> ・R7.10月～12月期の業況は3四半期連続で改善、来期は全業種で悪化の予想 ○ 前年同期比では建設業を除く業種が改善 ○ 上越管内の有効求人倍率（ハローワーク上越公表の最近の雇用失業情勢より） <ul style="list-style-type: none"> ・R7.11月分1.38倍、令和6年同月期と比較して0.05ポイント低下 ○ 上越市の納税義務者一人当たりの課税対象所得（総務省公表の市町村税課税状況等の調より） <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度323.6万円、令和5年度と比較して5.99%増加 ○ 新潟市の消費者物価指数（新潟県公表の新潟市消費者物価指数より） <ul style="list-style-type: none"> ・R7.11月分111.5、令和6年同月期と比較して2.9ポイント上昇（令和2年を100として比較） 	P10～P17	
⑥ 市の財政状況 (令和6年度普通会計決算状況)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は32.1億円 ○ 財政調整基金等残高（減債基金を除く）は53.8億円（県内4位）、財政計画比10.0億円の減 ○ 経常収支比率は1.3ポイント悪化 93.7（県内10位） ○ 財政力指数は0.004ポイント悪化 0.572（県内5位） ○ 将来負担比率は3.0ポイント改善 55.6（県内7位） ○ 歳入及び歳出決算額の規模 <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 県内20市のうち、大きい方から3番目 類似団体23市のうち、大きい方から11番目 ・歳出 県内20市のうち、大きい方から3番目 類似団体23市のうち、大きい方から12番目 	P18	

政務活動費

政務活動費の趣旨・経緯

- 平成 11 年 7 月に地方分権一括法が成立し、平成 12 年地方自治法の一部改正により政務調査費交付制度が設立
- 平成 24 年の地方自治法の一部を改正する法律により、政務調査費交付制度を「政務活動費交付制度」に変更
 - ※交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改定
 - ※名称を「政務調査費」から「政務活動費」とし、政務活動費を充てることができる経費の範囲等を条例で定め、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを法に規定

上越市の政務活動費

- 平成 12 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 13 年 4 月 1 日に上越市議会政務調査費の交付に関する条例を制定・施行
- 平成 24 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 24 年 12 月議会にて上越市議会政務活動費の交付に関する条例を制定
- 政務活動の範囲を「議員及び会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義し、政務活動費は市長が交付
- 現行の交付額：議員（一人当たり）年額 450,000 円（37,500 円／月）
会派（所属議員一人当たり）年額 150,000 円（12,500 円／月）
- 令和 2 年 5 月に、議員個人の政務活動の充実及び議会の活性化を図るため、議員及び会派の交付額をそれぞれ改定（年間交付額：会派▲15 万円、議員+15 万円）
- 県内 20 市のうち 3 位 ⇒ 人口規模（3 位）相応の水準
- 類似団体 23 市のうち 8 位 ⇒ 人口規模（23 位）を上回る水準

〔政務活動の対象となる諸活動〕

- ① 会派、議員が市政全般の課題、議会で審議する案件について行う調査研究、情報収集のための活動
- ② 会派、議員が本会議や委員会等で行う質問、提案について行う調査研究、情報収集のための活動
- ③ 会派、議員が政策立案を行うための調査研究、情報収集のための活動
- ④ 会派、議員が国、都道府県、市町村の議員、行政関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ⑤ 会派、議員が要請、陳情を行うための活動
- ⑥ 会派、議員が各種団体関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ⑦ 会派、議員が住民からの要望、相談、意見を聴取し、または、住民との意見交換のために行う活動
- ⑧ 会派、議員が住民に対して行う広報活動

上越市長 小菅 淳一 様

上越市議会議長 渡邊 隆

政務活動費の見直しについて（要請）

当市議会では、令和 6 年 6 月に「スピード感を増す行政執行や多様性の尊重など、社会経済環境の変化に対し、機能と主体性を確保し、広く市民の信託に応えるため、基本的な議会の活動原則を検証するとともに、議会運営の改革推進に向けた調査研究を行う」ことを目的に議会改革推進特別委員会を設置し、この間、通年議会制への移行やオンライン議会の実施の研究や議会基本条例の検証作業など、目的達成に向けて議論を行ってきました。

その中で議会基本条例の検証において、一人会派を認めるか否か、会派に属さない議員の権利やこれに付随して政務活動費の取扱いについても議論を行ってきた結果、会派に属する議員については議員個人と会派分を合わせて 1 人当たり月額 5 万円が交付されるのに対し、会派に属さない議員には月額 3 万 7,500 円の交付となっていることは、議員としての権利は平等であるべきにもかかわらず、不公平な状態にあるとの結論に至りました。

これを踏まえ、政務活動費の見直し内容についても議論を行った結果、下記のとおり見直すことをご検討いただきますよう要請します。

記

1 政務活動費の月額等

- (1) 議員政務活動費 5 万円
- (2) 会派政務活動費 廃止

※ 会派の政務活動の費用は、各会派が議員政務活動費から任意に徴収して賄うこととするが、これまでどおり会派の収支報告を行い、公開するものとする。

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

政務活動費の変更について

(1) 変更の目的 議員間の**政務活動費の公平**を図る。

(2) 変更の考え方 政務活動費を**全額議員個人への交付**に変更

① 交付対象

議員個人に一本化。総額は変更せず、議員個人(月額3万7,500円) + 会派(所属議員1人当たり1万2,500円) ⇒ 議員個人(月額5万円)に変更

○ 現在 

○ 変更後 

会派の政務活動費 各会派で、会派分の政務活動費を決定
会計担当が徴収・支出

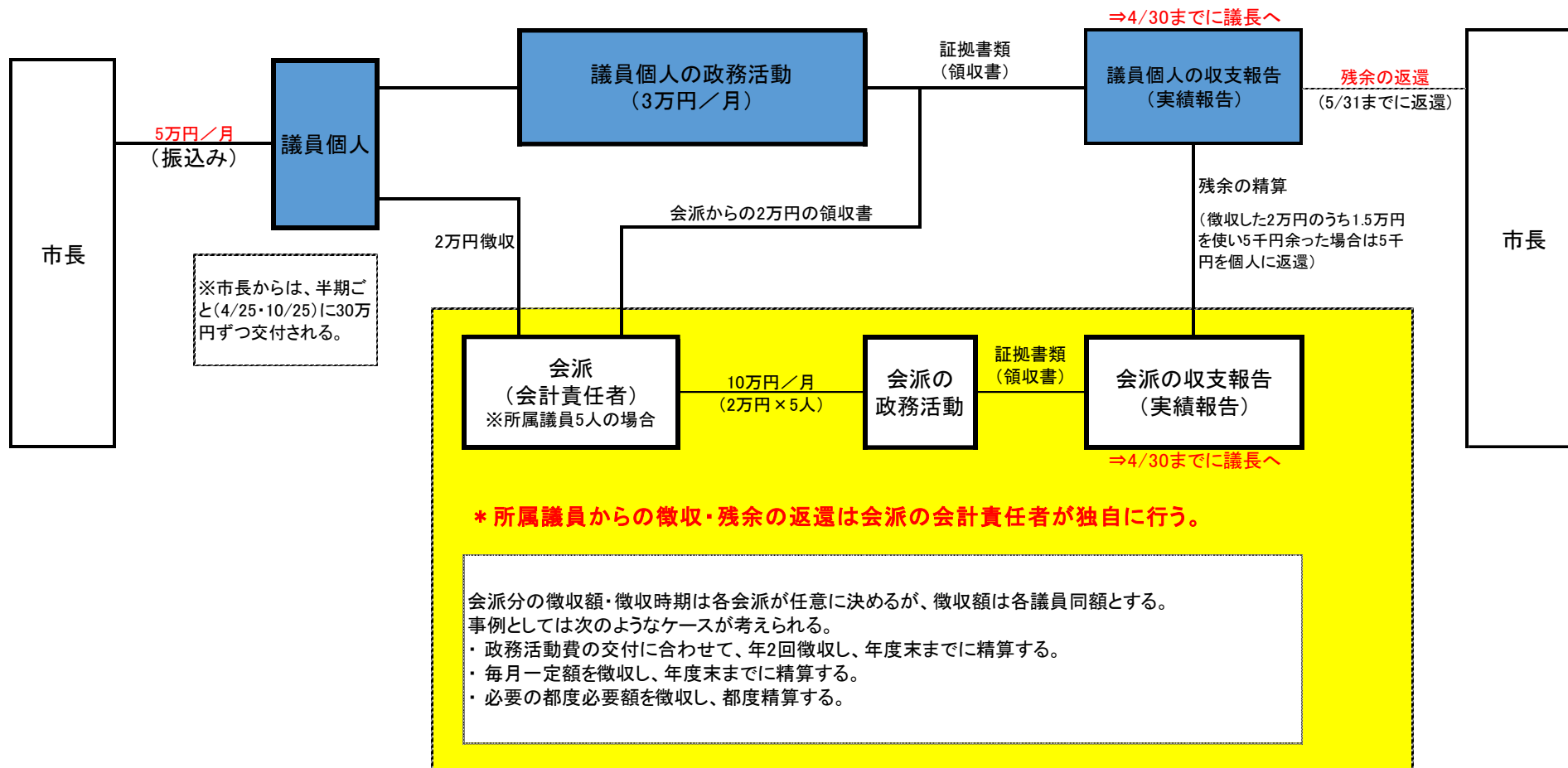
② 収支報告

- 議員個人 ⇒ 基本、従前のおり。会派に拠出した政務活動費については、会派の領収書を添付して、会派に拠出したことを明らかにする。
- 会派 ⇒ 議員個人から政務活動費を徴収して行った政務活動について、その収支を報告することを義務付け。(従前のおり、会派に経理責任者を置くことを義務付け)

(3) 変更の時期 **令和8年度分**から変更

政務活動費の変更について(イメージ)

政務活動費を全額議員個人への交付とした場合の流れ



※議員個人から会派分として2万円を徴収すると決めた場合の事例のイメージ図

写し

上人第13号
令和8年1月23日

上越市特別職報酬等審議会
会長 山田 知治 様

上越市長 小菅 淳一

特別職の給料・報酬の額及び議会の政務活動費の額について（諮問）

上越市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について

(1) 諮問内容

- 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、2.8%引き上げる。
- 改定の実施時期は、令和8年4月1日とする。

区分	現行	改定案	
	給料・報酬月額	給料・報酬月額	改定額(改定率)
市長	969,200円	996,300円	27,100円(2.8%)
副市長	731,400円	751,900円	20,500円(2.8%)
教育長	632,600円	650,300円	17,700円(2.8%)
議長	531,000円	545,900円	14,900円(2.8%)
副議長	469,800円	483,000円	13,200円(2.8%)
議員	442,100円	454,500円	12,400円(2.8%)

※ 改定額は改定率を乗じて得た額の百円未満を四捨五入

(2) 諮問理由

特別職の給料及び報酬の額については、職務の特殊性とその責任の度合いに照らし、他の地方公共団体の特別職の給料及び報酬の額との均衡、国家公務員の特別職の給与改定の状況、一般職の職員の給与改定の状況、社会情勢の変化を総合的に考慮した上で、広く民意を反映させるべき性質のものとしてされています。

近年における当市の特別職の給料及び報酬の額は、令和6年度に8年ぶりに0.3%の増額の改定を実施し、令和7年度は据置きで推移しております。

一方、新潟県をはじめ、県内の他の地方公共団体では、令和5年度以降、特別職の給料等の額の引上げ改定がなされ、複数回の引上げを実施する団体もあるほか、国家公務員の特別職では、3年連続で俸給月額が引き上げられるとともに、当市の一般職の職員においても平成28年度以降は令和2年度及び令和3年度を除く各年度で引上げ改定が続いております。

このような状況の中、当市の市長、副市長及び教育長の給料の県内における水準は人口規模の順位を下回るとともに、近年に引上げを実施した県内各市のうち、最も低い改定率となっております。

これらの状況を総合的に勘案した結果、本年度の国家公務員の特別職における俸給月額の改定率に準じた引上げが適当と判断し、今般、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、本審議会に諮問するものであります。

2 議会の会派又は議員の政務活動費の額について

(1) 諮問内容

- 議会の会派又は議員の政務活動費の額について、総額を維持した上で、会派への交付を廃止し、議員に全額交付するよう改定する。
- 改定の実施時期は、令和8年4月1日とする。

区分	現行	改定案	増減
会派	月額 12,500 円	廃止	月額▲12,500 円
議員	月額 37,500 円	月額 50,000 円	月額+12,500 円
総額	月額 50,000 円	月額 50,000 円	増減なし

(2) 諮問理由

上越市議会においては、令和6年6月に議会改革推進特別委員会を設置し、この間、「スピード感を増す行政執行や多様性の尊重など、社会経済環境の変化に対し、機能と主体性を確保し、広く市民の信託に応えるため、基本的な議会の活動原則を検証するとともに、議会運営の改革推進に向けた調査研究」を行ってきました。

その中で、政務活動費について、会派に属する議員は議員個人と会派分を合わせて1人当たり月額5万円が交付されるのに対し、会派に属さない議員には会派分を除いた月額3万7,500円の交付となっていることは、不公平な状態にあるとの結論に至ったことから、令和7年11月に、議長から政務活動費の見直しについて要請がありました。

つきましては、これまでの上越市議会における検討状況及び議長からの要請内容を尊重し、政務活動費の見直しについて、本審議会に諮問するものであります。

令和8年1月23日

上越市長 小菅 淳一 様

上越市特別職報酬等審議会
会長 山田 知治

特別職の給料・報酬の額及び議会の政務活動費の額について(答申)

令和8年1月23日付け上人第13号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について

- 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額は、諮問のとおり改定することが適当である。
- 改定時期は令和8年4月1日とすることが適当である。

区 分	現行	改定後	
	給料・報酬月額	給料・報酬月額	改定額
市 長	969,200 円	996,300 円	27,100 円
副 市 長	731,400 円	751,900 円	20,500 円
教 育 長	632,600 円	650,300 円	17,700 円
議 長	531,000 円	545,900 円	14,900 円
副 議 長	469,800 円	483,000 円	13,200 円
議 員	442,100 円	454,500 円	12,400 円

〔説明〕

特別職の給料・報酬の額について、これまでの改定経過、県内他市の特別職との比較、国及び新潟県の特別職の改定状況、上越市の一般職の改定状況、地域の経済情勢等を踏まえ、多角的かつ総合的な観点から、慎重審議を行った。

市内の経済情勢も勘案した上で、この間、国をはじめ、新潟県及び県内の他の地方公共団体では特別職の俸給月額等が引き上げられていること、また、当市の一般職の職員においても平成28年度以降に令和2年度及び令和3年度を除く各年度で引上げ改定が行われていること、その一方で当市の特別職は令和6年度に給料及び報酬の引上げ改定を行っているものの、微増に留まっていること等を踏まえると、当市の特別職においても増額措置が必要と思考されることである。

こうしたことから、当審議会における判断として、特別職の給料及び報酬の額を引き上げるとともに、引上げ額は国の特別職の職員の給与改定の状況に準ずることが適当との結論に至ったものである。

2 議会の会派又は議員の政務活動費の額について

- 議会の会派又は議員の政務活動費の額は、諮問のとおり改定することが適当である。
- 改定時期は令和8年4月1日とすることが適当である。

区分	現行	改定後	増減
会派	月額 12,500 円	廃止	月額▲12,500 円
議員	月額 37,500 円	月額 50,000 円	月額+12,500 円
総額	月額 50,000 円	月額 50,000 円	増減なし

[説明]

議会の政務活動費について、これまでの改定経過、県内各市及び類似団体との比較や上越市議会における検討状況を踏まえ、多角的かつ総合的な観点から、慎重審議を行った。

会派に属する議員は議員個人と会派分を合わせて1人当たり月額5万円が交付されるのに対し、会派に属さない議員には会派分を除いた月額3万7,500円の交付となっていることは不公平な状態にあること、また、県内各市等の状況も踏まえ、改定の措置が必要と思料されることである。

こうしたことから、当審議会における判断として、議会の政務活動費を改定することが適当との結論に至ったものである。